

令和元年11月22日 招集

令和元年門真市教育委員会第7回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第7回定例会
令和元年11月22日（金）午後2時
本館2階大会議室

日 程	事件番号	件 名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第30号	門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について	1
第4	議案第31号	門真市事務分掌条例の全部改正に伴う意見聴取について	3
第5	議案第32号	門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	11
第6	議案第33号	令和元年度教育費補正予算の見積り申出について	15
第7		諸報告	18

議案第30号

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和元年11月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第1号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号）に基づき、門真市立学校に勤務する府費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号。以下「<u>府費負担教職員規則</u>」という。）に基づき、門真市立学校に勤務する府費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第4条の2 略</p>	<p>第4条の2 略</p>
<p><u>(障害のある職員についての特例)</u></p>	<p>_____</p>
<p>第4条の3 <u>第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(1) <u>法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(2) <u>前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

議案第31号

門真市事務分掌条例の全部改正に伴う意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、門真市長から門真市事務分掌条例（平成28年門真市条例第31号）を次のとおり全部改正するにあたり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和元年11月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革の実施に当たり、門真市事務分掌条例（平成28年門真市条例第31号）の全部改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。



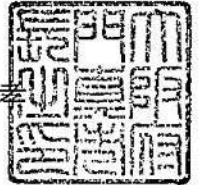
門企企第 628 号

令和元年 11 月 14 日

門真市教育委員会教育長

久木元 秀平 様

門真市長 宮本 一孝



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見
聴取について

このことについて、「門真市事務分掌条例」の全部を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、貴委員会へ別添条例案についての意見を求めます。

なお、意見を求める条例案については、下記のとおりです。

記

○貴委員会へ意見を求める条例案

- ・門真市事務分掌条例の全部改正案

門真市事務分掌条例

門真市事務分掌条例（平成28年門真市条例第31号）の全部を改正する。

（部の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 企画財政部
- (2) 総務部
- (3) 市民文化部
- (4) 保健福祉部
- (5) こども部
- (6) まちづくり部
- (7) 環境水道部

（企画財政部の分掌事務）

第2条 企画財政部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 行政組織に関すること。
- (5) 行政能率及び事務の改善に関すること。
- (6) 市有施設、土地等の整備及び管理に係る総合調整に関すること。
- (7) 行財政改革の推進に関すること。
- (8) 財政に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) 情報化政策及び電子自治体の推進に関すること。

（総務部の分掌事務）

第3条 総務部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会、文書及び法規に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 公正な職務の執行の推進に関すること。

- (4) 工事検査及び物品の調達に関すること。
- (5) 建設工事の請負契約及び契約の総合調整に関すること。
- (6) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (7) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 統計に関すること。
- (9) 危機管理、防災及び防犯に関すること。
- (10) 市税の賦課徴収に関すること。
- (11) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料（第5条第8号において「保険料」という。）の徴収に関すること。
- (12) 他の部の所管に属しないこと。

（市民文化部の分掌事務）

第4条 市民文化部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域活動の振興に関すること。
- (2) 公民協働に関すること。
- (3) 産業振興及び労働に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (6) 国民年金に関すること。
- (7) 人権及び同和問題並びに男女共同参画に関すること。
- (8) 広聴に関すること。
- (9) 生涯学習に関すること。
- (10) 青少年に関すること。
- (11) 文化（文化財の保護に関することを含む。）及び芸術の推進に関すること。
- (12) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

（保健福祉部の分掌事務）

第5条 保健福祉部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健及び福祉に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 健康及び福祉の増進に係る施設に関すること。

- (5) 生活保護に関すること。
- (6) 障がい者（児）福祉に関すること。
- (7) 高齢者福祉に関すること。
- (8) 国民健康保険及び高齢者医療（保険料の徴収に関することを除く。）に関する
こと。

（こども部の分掌事務）

第6条 こども部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもに係る計画及び調整に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。
- (3) 児童福祉に関すること。
- (4) ひとり親家庭の支援に関すること。

（まちづくり部の分掌事務）

第7条 まちづくり部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくりに係る計画及び調整に関すること。
- (2) 住宅政策に関すること。
- (3) 地域整備に関すること。
- (4) 交通政策に関すること。
- (5) 道路、河川及び排水路に関すること。
- (6) 公園及び緑化推進に関すること。
- (7) 市有建築物の営繕に関すること。
- (8) 建築指導及び開発指導に関すること。

（環境水道部の分掌事務）

第8条 環境水道部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 環境の保全及び衛生に関すること。
- (3) 再生資源の利用の促進及び資源保護に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

（臨時又は特別の組織の事務分掌）

第9条 市長は、臨時又は特別の事務又は事業のために必要があると認めるときは、前各条の規定にかかわらず、別に事務分掌を設けることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

2 門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 法第7条ただし書の規定により、 <u>水道事業及び公共下水道事業に管理者を置かないものとする。</u>	(組織) 第3条 法第7条ただし書の規定により、 <u>水道事業及び公共下水道事業を通じて上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。</u>
2 法第14条の規定により、 <u>水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため環境水道部を置く。</u>	2 法第14条の規定により、 <u>管理者の権限に属する事務を処理させるため上下水道局を置く。</u>

(門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

3 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成28年門真市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、文化に関すること（文化財に関することを除く。）とする。</p>
<p>(1) 門真市立図書館（分館を含む。）、門真市立公民館、門真市立文化会館、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>

（門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正後の門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（以下「新条例」という。）本則に規定する事務に関し門真市教育委員会（以下「委員会」という。）がした許可、承認その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がしたものとみなす。

5 施行日前に新条例本則に規定する事務に関し委員会に対してされた申請、届出そ

の他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされたものとみなす。

議案第32号

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる
教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務
条件等に関する条例の一部改正の申出について

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実
施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例
第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求
める。

令和元年11月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

任期付教員を配置する目的等について、所要の規定整備を行うにつき、本案を提出
するものである。

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>門真市立小学校及び中学校においてきめ細かな指導ができる教育環境づくり</u>を実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、門真市立小学校及び中学校において<u>少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定により大阪府教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）</u>の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりを実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>

(門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

(門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員及び市費負担教員（<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤職員等」という。）以外の非常勤職員等</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員及び市費負担教員（<u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤職員等」という。）以外の非常勤職員等</p> <p>ア～ウ 略</p>

議案第33号

令和元年度教育費補正予算の見積り申出について

令和元年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和元年11月22日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和元年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 601,633	千円 1,133	千円 602,766	備品購入費	千円 1,133	千円 ○施策評価対象外事業 給食運営事業 1,133 備品購入費 重要物品購入費 給食用備品費 1,133

(款) 教育費 (項) 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
図書館費	千円 63,818	千円 △ 1,175	千円 62,643	委託料	千円 △ 1,175	千円 ○図書館活動の充実 図書館運営事業 △ 1,175 委託料 施設等維持管理業務委託料(費用) 清掃業務委託料 △ 1,175

債務負担行為
追加

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託（22）	令和元年度 ） 令和4年度	千円 55,806
テニスコート・青少年運動広場指定管理委託（2）	令和元年度 ） 令和6年度	21,450
東京2020オリンピック聖火リレー事業	令和元年度 ） 令和2年度	5,860

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国府 支出金	地方債	その他	
学校給食調理業務委託（22）	千円 55,806	千円 —	千円 —	令和元年度 ～ 令和4年度	千円 55,806	千円 —	千円 —	千円 —	千円 55,806
テニスコート・青少年運動広場指定管理委託（2）	21,450	—	—	令和元年度 ～ 令和6年度	21,450	—	—	—	21,450
東京2020オリンピック聖火リレー事業	5,860	—	—	令和元年度 ～ 令和2年度	5,860	—	—	—	5,860

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	「門真市スポーツ・レクリエーション事業」の結果について